

市町村名	玉野市
担当部署	シティプロモーション推進課 移住定住推進室
連絡先	0863-32-5580
移住サイト 又はHP	https://www.city.tamano.lg.jp/site/lifeoftamano/

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	たまののお試し滞在助成金	本市への移住を希望する者が住居又は仕事を探す活動等を行う際に、滞在費及び市内での活動費の一部を助成する。 【対象】 たまのの認定移住者登録制度に登録している人(同行者1名を含む)が下記に掲げる活動を行う場合とする(ともに県外在住の方に限る)。 ・市内で住居又は仕事を探す活動 ・市内の地域情報を収集する活動	下記の費用について、上限5万円までを助成。 ・宿泊施設又は居住物件借上げに係る費用 ・レンタカー借上げに係る費用 ・レンタサイクル借上げに係る費用
起業	創業アシスト奨励金	魅力ある商店等の創出による地域商業の活性化を図るため、情報サービス業(コワーキングスペース等を整備・運営するもの)、小売業、飲食店(バー、ナイトクラブを除く)、宿泊業における新規創業に対する奨励金を交付する。 【交付対象】 ・市内で対象業種に関する店舗を開業する新規創業者(第二創業は除く)(情報サービス業(コワーキングスペース等を整備・運営するもの)、小売業、宿泊業、飲食サービス業を主として営み、かつ他業種も営む場合はその売上高が他業種を含めた全体の50%以上であるもの) ・個人…事業主が市内に住所を有する ・法人…市内に本店を有する ・適正な収益を上げる事業計画を有し、当該事業計画について玉野商工会議所又は岡山南商工会の確認を受けている ・必要な許認可等を受けている ・玉野商工会議所又は岡山南商工会の会員である ・創業塾の全ての回に出席している ・創業の日から5年間、事業の継続が見込まれる ・市税を完納している ・暴力団員、暴力団員等でない ・創業日から1年2か月以内に申請書を提出する 【対象外】 ・過去に市内で個人又は法人として対象業種(情報通信業、小売業、宿泊業、飲食サービス業)を行ったことがある ・過去に奨励金の交付を受けた者 ・他者の事業の承継 ・中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業 ・移動販売など事業所が常設でない ・事業所で宗教活動や政治活動を行う	【基本額】 一般 15万円
起業	空き店舗改装事業補助金	新規創業に際し大きな負担の1つである改装費の一部を補助することで、新規創業の促進を図り、創業アシスト奨励金との相乗効果を図る。 【交付対象】 ・市内で対象業種に関する店舗を開業する新規創業者(第二創業は除く)(情報通信業、小売業、宿泊業、飲食サービス業) ・個人…事業主が市内に住所を有する ・法人…市内に本店を有する ・適正な収益を上げる事業計画がある ・必要な許認可等を受けている ・創業の日から5年間、事業の継続が見込まれる ・市税を完納している ・暴力団員、暴力団員等でない ・創業日から1年2か月以内に申請書を提出する 【対象外】 ・過去に市内で個人又は法人として対象業種(情報通信業、小売業、宿泊業、飲食サービス業)を行ったことがある ・過去に奨励金の交付を受けた者 ・他者の事業の承継 ・中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業 ・移動販売など事業所が常設でない ・事業所で宗教活動や政治活動を行う	一般物件 1/2 上限50万円
就農	新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)	次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付する。 【要件】 ・独立・自営就農時に49歳以下の者 ・経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を立てていること ・経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市長に認められること ・目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・前年の世帯所得が600万円以下であること	【交付額】 経営開始1～3年目150万円/年

就農	就業奨励金支給事業	市内で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。 ・将来にわたり専業(年間従事日数がおおむね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志及び条件を有すること ・年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること 【新規就業のタイプ】 A 後継ぎ型:経営主の経営を継続し、発展充実するタイプ B 経営分離独立型:経営主と経営基盤を分離して新たに経営を開始するタイプ C 新規参入型:新規に経営を開始するタイプ	【交付額】 5万円/人
住宅	玉野市空き家改修事業補助制度	空き家の利活用を促進するために、空き家改修費用を補助する。 【対象者】 次の全てに該当する人 ・玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家の所有者又は利用登録者(登録者同士が2親等以内の親族でないこと) ・玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家を購入する人、贈与を受ける人、賃借契約する場合の貸主又は借主のいずれか ・市税等の滞納がない人 【その他補助要件】 次の全ての要件を満たすこと ・市内の施工者を利用して改修工事を行うこと ・補助金交付後3年以上(拡充補助の場合は10年以上)継続して補助対象となった住宅に補助金の交付を受けた時点で居住している同一人が居住すること ・補助金の交付条件に関する誓約書の提出 ・補助金交付条件を確認するための住民基本台帳等の閲覧に関する同意書提出 (拡充補助の場合、以下の要件が追加) ・移住者であること ・補助対象住宅以外に市内に自己用住宅を所有していない人であること 【補助対象住宅】 ・玉野市空き家情報提供制度を通じて成立したもの ・一戸建ての住宅 ・併用住宅(住宅と店舗が一体となった建物のうち住居部分が2分の1以上の建物) ※補助対象は住居部分のみ (拡充補助の場合、以下の要件が追加) ・居住、その他の使用がなされていない状態が概ね1年以上のもの ・補助対象住宅が実績報告までに耐震基準を満たしていること	【補助率】 (基本) ・補助対象経費の2分の1(上限50万円) ・補助対象者の委任により直接施工業者に交付 (拡充) ・補助対象経費3分の2(上限100万円) ・補助対象者の委任により直接施工業者に交付 【補助対象経費(例)】 ・住宅の増・改築工事 ・浴室、台所、トイレのリフォーム ・給排水、電気、ガス設備工事 ・屋根、外壁の改修工事 ※車庫、物置等の設置工事や、門塀、塀等の外構工事など、住宅本体以外の工事は対象になりません。 【注意事項】 ・不正があったときや、補助用要件を満たさなくなった場合などは、交付した補助金の一部または全額の返還を求めることがあります。
住宅	玉野市空き家家財等処分支援制度	空き家の利活用を促進するために、空き家に放置された家財等の処分費用を補助する。 【対象者】 次の全てに該当する人 ・空き家の所有者であること ・この補助金の交付の決定を受けた日から起算して3年間継続して、所有者の2親等以内の親族でない者に対して売却、贈与、賃貸又は貸与するまでの間、補助対象住宅を情報提供制度に登録すること ・本市の市税を滞納していないこと ・当該補助対象住宅に対し、この補助金の交付を受けたことがないこと 【補助対象経費】 玉野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して実施した家財等の処分及び搬出に要した経費 【補助対象物件】 玉野市の「空き家情報」に登録している物件	【補助率】 ・補助対象経費の2分の1(上限10万円)
子育て	こども医療費助成制度	高校生世代までのこどもの医療費を助成する。(保険適用の医療費が無料) 【対象者】 次の要件を満たす高校生世代まで(18歳になった最初の3月31日まで)の児童 ・玉野市内に住民票があること ・国民健康保険、その他の健康保険に加入していること 【対象とならない場合】 ・生活保護を受けている ・無保険期間の診療	高校生世代までのこどもの医療費(保険適用)自己負担分を全額助成
子育て	在宅育児手当	乳児を日中家庭で保育する保護者に対し、手当を支給する。 【対象者】 次の全ての要件に該当する保護者 ・玉野市内に住民票があること(里帰り出産等一時的な居住を除く) ・生後2カ月を超え満1歳に達するまでの乳児を、保育所等に入園せず、家庭で養育している方 ・対象乳児の育児休業給付金を受給していない方 ・生活保護を受けていない方(配偶者を含む) ・暴力団員や暴力団と関係していない方	対象乳児1人につき、月額10,000円(上限10万円)
子育て	こども家庭センター	妊産婦・子育て世帯・子どもが気軽に利用できる身近な相談機関 妊娠・出産・子育てに関する各種サービスをワンストップで、提供	

子育て	産前産後支援事業	〈たまの出産あんしんタクシー〉 タクシー会社へ事前に迎え場所・かかりつけ産科医療機関・出産予定日を登録することで、陣痛時に簡単にタクシーを利用できる制度。R5年度からタクシー料金の全額助成。 〈産後ケア〉 産科医療機関及び助産院に宿泊又は日帰り入所し、産後の休養、生活面の支援、授乳指導、子育て支援が受けられる。 〈子育て世帯訪問支援事業〉 出産前後のお母さんにホームヘルパーを派遣し、育児・家事などの支援を行う事業。	
子育て	地域子ども楽級推進事業	地域で子どもたちを育てる体制として、様々な体験活動や世代間交流など地域に根ざした活動等を行う「子ども楽級」、基礎基本習得の学習支援を行う「おさらい会」を実施。	
子育て	子育てファミリーサポートセンター運営事業	育児の支援を行いたい人、支援を受けたい人を組織化し、会員の相互支援活動を実施する。	
子育て	放課後児童クラブ管理運営事業	就労等で放課後、保護者が昼間家庭にいない児童(小学1年生～小学6年生)を放課後児童クラブにおいて指導員が見守り、児童の健全な育成を図る。 ※市内に17クラブ開設	
その他	たまの認定移住者登録制度	本市への移住を希望する人を「たまの認定移住者」として登録することにより、本市の日常生活、イベント等の情報の提供を行い、本市への関心を維持するとともに、個別の要望等に応じて支援する。	
その他	たまの就職活動助成金	本市へ移住を検討されている方が、市内企業等(※)へ就職・転職するため、市内で面接を受ける際にかかる交通費の一部を助成する。 (※)市内に本社、支社、事務所等が所在する企業等	【対象者】 たまの認定移住者登録を行っている県外在住の方 【対象経費・補助金額】 居住地から面接会場に要した交通費の1/2 (鉄道、飛行機、高速乗合バスに限る) 上限：1万6千円/回 ※1年度あたり、1人2回まで。
その他	移住支援金	東京圏から玉野市へ移住・定住し、かつ就労等に関する要件を満たした方に対して、移住支援金を支給する。 【就労等に関する要件】 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に応募し、就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方	・単身世帯：60万円 ・2名以上の世帯：100万円※ ※世帯に18歳未満がいる場合、100万円が加算されます。
その他	結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を補助する。 【対象となる費用】 対象期間(令和8年4月1日～令和9年3月31日)に支払った以下の経費 ・住宅取得費(新築、購入) ・住宅リフォーム費 ・住宅賃借費(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・引越費用 【補助対象世帯】 次の全てに該当する世帯 ・令和8年1月1日以降に新規に婚姻した世帯 ・夫婦ともに居住する世帯が玉野市内にあり、その住宅に住民登録をしていること ・婚姻日時時点で年齢が夫婦ともに39歳以下であること ・申請時における夫婦の所得が、500万円未満であること ・夫婦ともに、市税等の滞納がないこと ・交付決定年度内に、夫婦ともに市が指定する講座の受講又は医療機関への妊娠及び出産に関する相談をしていること ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと ・生活保護を受給していないこと ・夫婦ともに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと	【補助限度額】 夫婦二人の年齢が ・29歳以下：60万円 ・30～39歳以下：30万円
その他	葬祭費無料制度		・市所有の祭壇の使用・貸出 無料 ※使用場所は市内に限る。 ※斎場以外で使用する場合は無料で貸出。 ・葬祭用消耗品 無料 ※市で定めている消耗品に限る。 ・霊柩車の使用 無料 ※運行は、ご遺体1体につき1回2時間以内、市内に限る。 ・斎場使用料無料 ※待合室を使用の場合は次の区分により有料。 ・1室2時間まで市内500円、市外1,000円 ・1室2時間以上23時間まで市内5,000円、市外10,000円
その他	給食アレルギー対応	アレルギー対応や配慮を要する場合は、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出と、学校職員(養護教諭、栄養教諭等)との個別面談が必要となる。	・詳しい献立表で対応 ・牛乳や主食など、一部停止が可能。 ・「卵」「牛乳・乳製品」の除去食対応。 ・代替食無し。